

議案第15号

三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町個人情報保護条例（平成19年3月三宅町条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 3月10日提出

三宅町長 森 田 浩 司

三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例

三宅町個人情報保護条例（平成19年3月三宅町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第17条第4項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第21条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

三宅町個人情報保護条例(平成19年3月三宅町条例第10号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(訂正等の請求)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する執行機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する執行機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(訂正等の請求)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する執行機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する執行機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲</p>

えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

5 (略)

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第21条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正をする旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

を越えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

5 (略)

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第21条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正をする旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。